

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2021年6月1日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 6/1
(その2)

● イスラエル政府は、6月1日(火)からグリーンパスを不要とし、パープルバッジ基準の制限を廃止する措置を実施しました。

(保健省発表、ヘブライ語)

<https://www.gov.il/he/departments/news/01062021-01>

1 グリーンパスの廃止

グリーンパスの廃止により、すべての場所等に無制限で入ることができる。6月1日以降、グリーンパスや新型コロナウイルス検査証明を提示する必要がなくなる。ホテル、レストラン、ホールやイベントガーデン、スポーツスタジアムなど、これまでグリーンパスの下で運営されてきたすべての場所で、ワクチン接種を受けていない子どもから大人まで、誰でも入場できる。

2 パープルバッジ基準の廃止

パープルバッジ基準の廃止により、集会や職業への制限が適用されない。すべての会場において、混雑の加減を制限することなく、食事の提供や、会場運営のために課されたその他の特別な条件なしで、日常的に運営することができる。これらの緩和は、職場や公共交通機関にも適用される。

3 ただし、次の措置は継続される。

○ 閉鎖された空間でのマスク着用

○ 新型コロナウイルス・ワクチン接種を受けていない者が感染者と接触した場合には、自己隔離の義務を負う。

○ 「Highest Risk (最も高いリスク)」指定国から再入国する者(新型コロナウイルス・ワクチン接種済みの者及び新型コロナウイルス感染から回復した者を含む。)は、隔離の義務を負う(保健省のウェブサイトですべて更新されるリストを参照すること)。

○ イスラエルに入国するすべての者(新型コロナウイルス・ワクチン接種済みの者及び新型コロナウイルス感染から回復した者を含む。)は、入国時にPCR検査を受検する(6月1日から有料)。また、イスラエルに向けて滞在国を出発する前72時間以内に実施したPCR検査証明を持参する。

○ 「Highest Risk」指定国以外の外国から入国する者は、新型コロナウイルス・ワクチンの接種を完了しておらず、かつ、新型コロナウイルスに感染したことがない場合には、自宅等で隔離の義務を負う。

○ 隔離の義務を負う者の隔離期間は14日間。隔離9日目のPCR検査が陰性である場合には、隔離期間が10日間に短縮される。

【参考情報】

イスラエル保健省 : Traffic Light Model (英語)

<https://corona.health.gov.il/en/local-councils-traffic-light-model/>

イスラエル保健省 (英語)

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

National Emergency Portal (英語)

<https://www.oref.org.il/en>

イスラエル国内におけるPCR検査について

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100184819.pdf>

新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP:

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>